

○千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成九年千葉県規則第八十一号）

新旧対照表

別表第一（第二条）

新

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき ○・○・○三ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二（以下「規格」という。） 五十五・二、五十五・三又は五十五・四 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格三十八に定める方法（規格三十八・一・一及び三十八の備考十一に定める方法を除く。）又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は規格三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法）
鉛	検液一リットルにつき ○・○一ミリグラム以下	規格五十四に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき ○・○五ミリグラム以下	規格六十五・二（規格六十五・二・七を除く。）に定める方法
砒（ひ）素	検液一リットルにつき ○・○一ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料一キログラムにつき十五ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格六十一に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒（ひ）素の量の検定の方法を定める省令（昭和五十年総理府令第三十一号）第一条第三項及び第二条に規定する方法

別表第一（第二条）

旧

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液一リットルにつき ○・○・○一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一〇二（以下「規格」という。） 五十五 に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格三十八に定める方法（規格三十八・一・一及び三十八の備考十一に定める方法を除く。）又は昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表一に掲げる方法
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。	昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表一に掲げる方法又は規格三十一・一に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表二に掲げる方法）
鉛	検液一リットルにつき ○・○一ミリグラム以下	規格五十四に定める方法
六価クロム	検液一リットルにつき ○・○五ミリグラム以下	規格六十五・二（規格六十五・二・七を除く。）に定める方法
砒（ひ）素	検液一リットルにつき ○・○一ミリグラム以下、かつ、埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあつては、試料一キログラムにつき十五ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格六十一に定める方法、農用地に係るものにあつては農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る砒（ひ）素の量の検定の方法を定める省令（昭和五十年総理府令第三十一号）第一条第三項及び第二条に規定する方法

総水銀	検液一リットルにつき 〇・〇〇〇五ミリグラム 以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三及び昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表三に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料一キログラムにつき百二十五ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和四十七年総理府令第六十六号）第一条第三項及び第二条に規定する方法
ジクロロメタン	検液一リットルにつき 〇・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	検液一リットルにつき 〇・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液一リットルにつき 〇・〇〇二ミリグラム以下	平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき 〇・〇〇四ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・二―ジレン	検液一リットルにつき 〇・一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
一・二―ジレン	検液一リットルにつき	シス体にあつては日本産業規格

総水銀	検液一リットルにつき 〇・〇〇〇五ミリグラム 以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表二に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表三及び昭和四十九年環境庁告示第六十四号付表三に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないこと。	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表四に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所の土地利用目的が農用地（田に限る。）である場合にあっては、試料一キログラムにつき百二十五ミリグラム未満	農用地土壌汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令（昭和四十七年総理府令第六十六号）第一条第三項及び第二条に規定する方法
ジクロロメタン	検液一リットルにつき 〇・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
四塩化炭素	検液一リットルにつき 〇・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液一リットルにつき 〇・〇〇二ミリグラム以下	平成九年環境庁告示第十号付表に掲げる方法
一・一―ジクロロエチレン	検液一リットルにつき 〇・〇〇四ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一又は五・三・二に定める方法
一・二―ジレン	検液一リットルにつき	シス体にあつては日本産業規格

クロロエチレン	○・○四ミリグラム以下	K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一 トリクロロエタン	検液一リットルにつき一 トリクロロミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二 トリクロロエタン	検液一リットルにつき 一・〇〇六ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき ○・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき ○・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき ○・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	検液一リットルにつき ○・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき ○・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液一リットルにつき ○・〇二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液一リットルにつき ○・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン	検液一リットルにつき ○・〇一ミリグラム以下	規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法

クロロエチレン	○・○四ミリグラム以下	K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
一・一・一 トリクロロエタン	検液一リットルにつき一 トリクロロミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・一・二 トリクロロエタン	検液一リットルにつき 一・〇〇六ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
トリクロロエチレン	検液一リットルにつき ○・〇三ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
テトラクロロエチレン	検液一リットルにつき ○・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二、五・三・一、五・四・一又は五・五に定める方法
一・三―ジクロロプロペン	検液一リットルにつき ○・〇〇二ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一に定める方法
チウラム	検液一リットルにつき ○・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表五に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき ○・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
チオベンカルブ	検液一リットルにつき ○・〇二ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表六の第一又は第二に掲げる方法
ベンゼン	検液一リットルにつき ○・〇一ミリグラム以下	日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
セレン	検液一リットルにつき ○・〇一ミリグラム以下	規格六十七・二、六十七・三又は六十七・四に定める方法

ふっ素	検液一リットルにつき ○・八ミリグラム以下	規格三十四・一（規格三十四の備考一を除く。）若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一・一cに定める方法及び昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
ほう素	検液一リットルにつき一 ミリグラム以下	規格四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法
一・四―ジ オキサン	検液一リットルにつき ○・〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表八に掲げる方法

備考

- 一 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成三年環境庁告示第四十六号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 二 公共事業（条例第十条第一号に規定する公共事業をいう。）のうち知事が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に知事の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等を使用される土砂等の砒（ひ）素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液一リットルにつき○・〇三ミリグラム、二・四ミリグラム及び三ミリグラムとする。
- 三 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 四 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトシ及びEPNをいう。
- 五 六価クロムの項目について、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K〇一七〇―七の七に定める操作を行うものとする。
- 六 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトラン

ふっ素	検液一リットルにつき ○・八ミリグラム以下	規格三十四・一（規格三十四の備考一を除く。）若しくは三十四・四に定める方法又は規格三十四・一・一cに定める方法及び昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表七に掲げる方法
ほう素	検液一リットルにつき一 ミリグラム以下	規格四十七・一、四十七・三又は四十七・四に定める方法
一・四―ジ オキサン	検液一リットルにつき ○・〇五ミリグラム以下	昭和四十六年環境庁告示第五十九号付表八に掲げる方法

備考

- 一 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあつては、平成三年環境庁告示第四十六号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。
- 二 公共事業（条例第十条第一号に規定する公共事業をいう。）のうち知事が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であつて、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に知事の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等を使用される土砂等の砒（ひ）素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液一リットルにつき○・〇三ミリグラム、二・四ミリグラム及び三ミリグラムとする。
- 三 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 四 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトシ及びEPNをいう。
- 五 六価クロムの項目について、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合には、日本産業規格K〇一七〇―七の七に定める操作を行うものとする。
- 六 一・二―ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と日本産業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトラン

ス体の濃度の和とする。

七 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。

イ 規格三十四・四に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

ロ 規格三十四・一・一c)に定める方法にあつては、注(2)第三文及び規格三十四の備考一を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができるものとする。

一部改正〔平成一三年規則一八号・一五年一一八号・二四年一七号・二六年五五号・二九年二一号・三一年二六号・令和二年六号〕

ス体の濃度の和とする。

七 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。

イ 規格三十四・四に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約二百ミリリットルに硫酸十ミリリットル、りん酸六十ミリリットル及び塩化ナトリウム十グラムを溶かした溶液とグリセリン二百五十ミリリットルを混合し、水を加えて千ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K〇一七〇一六の六図二注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

ロ 規格三十四・一・一c)に定める方法にあつては、注(2)第三文及び規格三十四の備考一を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができるものとする。

一部改正〔平成一三年規則一八号・一五年一一八号・二四年一七号・二六年五五号・二九年二一号・三一年二六号・令和二年六号〕